

山形県スキー連盟・役員選出規程

平成 5年11月制定
平成13年11月改定
平成17年 7月改定
平成21年 7月改定
平成23年 8月改定
平成27年10月改定

(根 拠)

第1条 山形県スキー連盟（以下本連盟という）規約第17条に定める役員並びに役員選出規程付記に掲げる役員の選出は、この規程により行う。

(目 的)

第2条 本規程は各加盟団体の利害を超越し、真に組織人として本連盟の目的達成のために貢献する人物を、役員候補者として選出することを目的とする。

(役員選出委員会の設置)

第3条 本連盟規約第17条の役員候補者を選出し評議員会に推挙するため、役員選出委員会を置く。

(委員会の構成および数)

第4条 委員会は、各地区（置賜・村山・県北・庄内）より選出された加盟団体所属会員2名と、本連盟各本部（総務本部、競技本部・教育本部）の代表者各1名の計11名で構成し、会長が委嘱する。

2 各本部の代表者は各本部から選ばれた者とし、各地区より選出された委員の代理は認めない。

(委員長、副委員長および委員の資格)

第5条 委員長、副委員長は、委員の互選により定める。委員長は委員会の議長となり、委員会の決定した役員候補者を会長並びに定例理事会及び評議員会に報告しなければならない。

(委員会の招集・開催)

第6条 委員会は委員長が招集する。委員会は、委員総数の3分の2以上の出席により成立する。ただし、最初の委員会は会長が招集する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、役員改選期の当該役員選出手続き開始時期から、次期改選期の選出開始手続き前までとする。

(役員 の 推 薦)

第8条 委員会は、各地区および各本部より推薦された候補者から、会長・副会長および理事・監事候補者を選出し、本人の同意を得て定例理事会に報告し評議員会に推挙する。

2 役員候補者は役員選出規程付記に基づき推薦するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決による。